

県民の皆様へ

1. 1月27日に島根県にまん延防止等重点措置が適用されてから22日が経過しました。
2. この間、県民の皆様には、都道府県をまたぐ不要不急の移動や、県内においても混雑した場所などへの外出を自粛していただく他、飲食店等の皆様には、営業時間の短縮等に、ご協力をいただきました。
県民の皆様と事業者の皆様には、これまでに経験のない要請をいたしました。が、真摯なご協力を賜り、心より感謝申し上げます。
3. 県内の感染状況は、県民の皆様のご協力によりまして、重点措置の適用後、本日までのところで県内において飲食店等でのクラスターの発生は確認されておられません。また、1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数は、1月23日に確認したピークの数値167人と比べ、2月15日時点で、82人と半減をいたしました。このため、1月中旬に見られた急激な感染拡大は、ひとまず抑制されたと考えております。
4. また、確保病床の使用率は、30%前後で推移しており、当初、懸念していた医療提供体制への大きな支障は、現時点で回避することができています。
こうした状況を踏まえ、感染拡大防止と、県内経済の回復の両立を図るため、当初の予定どおり、2月20日（日）をもって本県における、まん延防止等重点措置を終了するよう、先ほど政府に伝達したところです。

5. この方針については、政府の理解を得られており、本県へのまん延防止等重点措置は、終了となる見込みです。

これに伴い、重点措置の適用で要請していた

- (1) 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛
- (2) 飲食店等への営業時間の短縮等
- (3) 県立施設の休館

等については、20日（日）をもって終了となります。

この他、現在、停止している「再発見！あなたのしまねキャンペーン」の島根県民に対する県内利用について、2月21日より割引等を再開する予定です。

6. 一方で、県内の感染状況は、警戒を強化すべきレベルとされるレベル2の目安である、直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数15人というラインを大きく超えており、県民の皆様には第6波前のような状況で、安心して様々な活動をしていただけるような状況には、至っていないという認識でございます。現在の感染状況を踏まえた感染防止対策を継続していく必要があります。

7. 具体的な感染状況としては、この3週間（1月27日以降、2月16日公表分まで）に県内で発生したクラスターは、22件となり、このうちの半数となる11件が高齢者福祉施設、児童福祉施設で発生しています。

8. 市町村別で見ると、松江市と安来市は、直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が、100人を超えている状況にあります。

9. 県としましては、この感染の拡がりを抑えるため、安来市においては、規模の大きいクラスターを中心とした感染者数が見受けられることから、幅広く積極的疫学調査を行い、早期の感染の収束を目指してまいります。

10. 松江市においては、クラスターの発生が児童福祉施設を含む複数の施設で確認され、市内各地に点在していることから、特に感染拡大の懸念があるため、次の内容をお願いさせていただきます。

松江市では、感染拡大防止のため、保育所等を利用する保護者の皆様方に「家庭等での保育のお願い」を2月20日（日）までを期限として、要請を市民向けにされております。

現在も、保育所等での感染確認が続いている状況でありますので、この松江市からの要請の期間を延長していただくよう、松江市に県から要請いたします。

ただし、この要請の趣旨は、2月20日まで登園自粛をしていただいた方々へ、引き続きの登園自粛をお願いするものではなく、2月21日以降で対応可能なご家庭に、ご協力をお願いしたいという趣旨です。

また、事業者等におかれては、保護者が家庭等で保育するために休暇取得をする際に、引き続き、特段のご配慮をお願いいたします。

11. 松江市以外の市町村においても、児童福祉施設等で、感染が確認されている状況です。保育所等では、年齢の関係で子どもの感染対策の徹底が難しいことなどから、感染拡大のリスクが高く、感染の拡大防止のためには、保育所等における感染防止対策等を徹底することが極めて重要であると考えています。

このため、保育所等に新型コロナウイルス感染症を持ち込まないよう、ワクチンの追加接種にあたっては、今後、各市町村で対応可能な範囲内で、保育士等を特に優先していただくよう、昨日、県内の全ての市町村に依頼したところであります。

12. また、保育所等でのマスクの着用については、オミクロン株の特性を踏まえた感染対策として、国において、発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される子どもについては、一定の留意事項を踏まえた上で、可能な範囲内で、マスクの着用をすすめることとされております。島根県においても、保育所等や保護者の皆様方には、感染拡大の防止の観点から、マスクの着用について、ご理解をいただきたいと考えております。

13. この他、全ての県民の皆様にも、重ねてのお願いをさせていただきます。

風邪症状と油断して、感染確認が遅れることで、感染を拡げている事例が多く見受けられます。

感染の収束に向けては、早期発見が大事になってまいりますので、日々の体調管理を徹底し、微熱や鼻水だけといった軽い症状であっても、仕事や学校などを休み、すみやかに、かかりつけ医、又は「健康相談コールセンター」に連絡の上、医療機関等を受診することを徹底してください。

14. 特に、小さな子どもがいる家庭では、まずは保護者が家庭に持ち込まないように気をつけることはもちろん、子どもは感染対策の徹底や体調変化に気づくことが難しいことから、子どもの体調変化に一層気をつけていただくなど、早期の受診や、換気の徹底、必要に応じてマスクの着用などの感染防止対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。
15. また、まん延防止等重点措置の終了後の島根県の対応として、
 - (1) 都道府県をまたぐ不要不急の移動の自粛や
 - (2) 飲食店等の利用について、飲食の際の人数を、4人以下とし、時間については、複数店舗の利用を含めて、2時間を限度とすること等を、引き続き、お願いする予定であり、明日（18日）、政府において、（終了が）正式に決定された後、県の対応の詳細を決定することとしています。
16. 最後に、まん延防止等重点措置の適用期間は本日を含め、まだ、4日間ございます。20日（日）までは、これまで同様、混雑した場所等への外出自粛や、飲食店等の営業時間の短縮等を、引き続き、徹底していただくよう、よろしく申し上げます。

令和4年2月17日

島根県知事 丸山達也